

公益財団法人 日本ゴルフ協会 役員候補者選考方法等に関する規程

制定 令和4年3月9日
一部改定 令和6年6月5日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会(以下「本協会」という。)の定款第22条に基づく役員(理事及び監事)の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

(役員候補者選考委員会の設置および任務)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、役員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は本協会の役員の選任の候補者を選考することを任務とする。
- 3 選考委員会は役員を選任する評議員会の開催に先立ち設置する。
- 4 選考委員会の委員は5名以上7名以内とし、評議員から2名、有識者から5名以内を選任する。ただし、少なくとも1名以上は女性とする。なお、評議員の中から選任された委員について、評議員としての任期が先に満了した場合、委員としての任期が残っていても、当該委員は選任される資格の喪失により退任する。
- 5 選考委員会は構成員の過半数の委員の出席をもって成立する。
- 6 選考委員会の議決は出席した委員の過半数をもって行う。ただし、選考委員会の委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととする。
- 7 選考委員会の委員は常務理事会で推薦された者を理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 8 選考委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時理事会の終結のときまでとし、委員の再任は妨げない。
なお、任期途中の辞任、退任等により交代した委員の任期は、前任者が任期の満了する日までとし、委員の増員等により追加された委員の任期は、在任中の他の委員(委員の残任期間がそれぞれ異なる場合は、残任期間が最も短い委員)の任期が満了するときまでとする。
- 9 選考委員会の委員の互選で委員長1名を置く。

(選考の基準)

第3条 役員候補者を選考するために選考委員会を開催し、以下の基準に従い、役員の候補者を選考する。

- (1) 役員の員数は、定款の定めによる。
- (2) 役員候補者の内訳については、役員及び評議員推薦規程に則るものとする。
- (3) 理事は選任時において、原則としてその年齢が80歳以下でなければならない。

- (4) 理事の再任は通算5期(10年)までとする。ただし、4年の期間を経た後は理事候補者となることができる。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、当該人物が再任されないことで本協会の運営に著しい支障が生じると判断される者については、選考・再任することができる。

(理事候補者の資質)

第4条 理事候補者として、本協会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分は識見と能力を満たし、以下の各号のいずれかに該当すると判断された者を選考する。

- (1) スポーツ団体の運営に精通している。
- (2) 強化・育成に関する高い知識を有している。
- (3) 競技者としての経験を有し、競技者の視点で意見を述べることができる。
- (4) ゴルフの歴史、文化に関する高い知識を有している。
- (5) スポーツ政策に関する高い知識を有している。
- (6) 国内外のゴルフ界の動向に精通し、かつ国際的な視点で意見を述べることができる。
- (7) コンプライアンス、ガバナンスに関する高い知識を有している。
- (8) 財務、法務、広報またはマーケティングに関する高い知識を有している。
- (9) 中長期の施策に関する企画・発想力及び推進力を有している。

(監事候補者の資質)

第5条 監事候補者として、本協会に一定の知見を有し、法令に違反しないよう監査できる能力を備え、以下の各号のいずれかに該当すると判断された者を選考する。

- (1) 業務監査能力を備えている。
- (2) 会計業務に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。
- (3) 関係法令に一定の知見を有し、理事の職務の執行等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。

(役員候補者の推薦)

第6条 常務理事会は、役員及び評議員推薦規程に基づき、役員候補者を選考委員会に推薦することができる。

(理事会への答申)

第7条 選考委員会は、選考した役員候補者を常務理事会を経て理事会に答申する。

(留意事項)

第8条 役員候補者を選考するにあたっては、次の事項に留意する。

- (1) スポーツ庁が発行する中央競技団体向け「スポーツ団体ガバナンスコード」に則り、女性役員の割合目標の達成及び多様性を考慮した外部理事の割合。
- (2) 本協会と役員候補者との利益相反を考慮し、慎重を期する。

(3) 本協会の中長期計画等を尊重する。

(本規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。